

保障改革協議会による「医療制度改革大綱」において、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するために、法的基盤を含め環境整備を進めることとされました。このことから、平成14年3月1日、医療制度改革の一環として、健康保険法等の一部改正案とともに、健康増進法案が国会に提出され、国会における審議を経て、同法案は平成15年7月26日に成立、8月2日に公布されました。健康増進法は、前述の健康日本21を中核とする国民の健康づくり・疾病予防の推進の法的な基盤となるものです。

健康増進法について

(1) 健康増進法の概要

第一章総則では、まず、この法律は、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図ることを目的とすることを規定しています。

責務に関しては、国民は、健康な生活習慣の重要性に関する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努める旨規定し、続いて、国及び地方公共団体は、健康の増進に関する正しい知識の普及等を図るとともに、関係者に対し必要な技術的援助を与えることに努める旨を規定

しています。また、医療保険各法の保険者、労働安全衛生法で健診等の義務を負う事業者、母子保健法や老人保健法の保健事業の実施主体である市町村、学校保健法の健康診断等を実施する学校など(この法律において健康増進事業実施者という)は、国民の健康の増進のための事業を積極的に務める旨規定し、さらに、国、都道府県、市町村、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、相互に連携・協力するよう努める旨を規定しています。

第二章では、健康日本21の法制化の柱ともいうべき事項を規定しています。第一に、厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針を策定することとしています。この基本方針は、平成15年4月30日に告示され、①基本的な方向、②国民の健康の増進の目標、③都道府県・市町村健康増進計画の策定、④調査及び研究、⑤健康増進事業実施者間の連携及び協力、⑥生活習慣に関する正しい知識の普及等について定めています。具体的には、個人が健康づくりの取組を行い、その取組を社会全体として支援していくことの基本的考え方に立って、生活習慣を変えることにより生活習慣病の発症等を予防するという「一次予防」を重視することや、関係行政分野や医療機関、企業、ボランティア等との連携による健康づくりの推進

健康増進法の骨格

基本的考え方○国民は自ら健康の増進に努め、国、地方公共団体、保健事業実施者、医療機関その他の関係者は相互に連携、協力しながらその努力を支援

運動推進のための方策

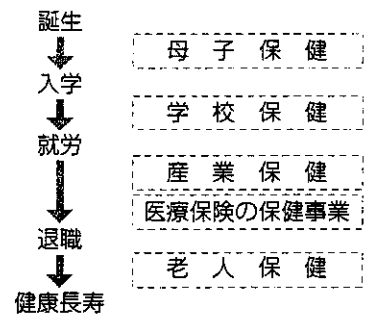
- 全国的目標の設定
- 地方健康増進計画の策定

情報提供の推進

- 食生活・運動・休養・飲酒・喫煙・歯の健康の保持等の生活習慣に関する普及啓発
- 食品の栄養表示基準等



生涯を通じた保健事業の一体的推進



基盤整備

- 科学的な調査研究の推進
- 特定給食施設における栄養管理の推進
- 国民健康・栄養調査等
- 公共の場における分煙の推進

- 健康調査の実施方法、その結果の通知方法、健康手帳の様式等について各保健事業実施者に共通する指針を策定

などを規定しています。さらに、健康増進の取組を効果的に推進するために、関係者が共通の認識を持った上で課題を選択し、科学的根拠に基づき具体的な目標を設定し、ライフステージや性差等に応じた健康増進の取組を推進するよう配慮すべきことを定めています。

第二に、都道府県は、この基本方針を勘案して、都道府県健康増進計画を定めるものとし、市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、市町村健康増進計画を定めるよう努めるものとする旨を規定しています。これは、健康日本21の推進方策の柱である地方計画に関する根拠条文となるもので、住民の積極的な参画の下、各地域の課題や社会資源等に応じた運動推進のための方法として活用されることが期待されています。

第三に、健康診査の実施等に関する

指針について本法の公布後2年以内

に定めることとされています。健康診査及びその結果の通知、健康手帳の交付その他の措置については、現在は保健事業所管の各法に基づきばらばらに実施されているため、必ずしも生涯を通じた健康管理に活かされていないという問題があります。このため、誕生、入学、就労、退職後までの生涯を通じて、個人が自分の健康管理に積極的に取り組める基盤を整備するため、厚生労働大臣が当該指針を定めることとしています。なお、指針の実効性を高めるため、健康増進法の附則において、医療保険各法等に基づく保健事業の実施基準等は、当該指針と調和が取れたものでなければならぬとする旨改正を行うこととしています。

定からなります。前者は、栄養改善法による国民栄養調査の拡充です。第四章では、栄養改善法にある市町村による栄養相談等及び都道府県等による専門的な栄養指導等の規定を踏まえ、栄養・食生活に限らず様々な生活習慣の役割に関する相談や保健指導全般に拡充した規定を設けています。

第五章の特定給食施設関係の規定は、栄養改善法における集団給食施設の関係規定を実質的に引き継ぐとともに所要の規定を整備するものです。本章では、また、健康日本21の目標の分野である喫煙に関し、学校、官公庁等多数の者が利用する施設の管理者が、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることとしています。

第六章は、栄養改善法による食品の特別用途表示制度及び栄養表示基準制度を引き継ぐものであり、第七章は雑則、第八章は罰則です。

職場における健康管理

労働基準局安全衛生部労働衛生課

すべての労働者が、健康を維持しながらその能力を十分に発揮し、安

心して働くことができるようにすること、とは、働く本人や事業主はもちろん、

家族や社会にとっても大変重要な課題です。

我が国の業務上疾病の発生状況（休業4日以上）は、昭和54年には2

図1 年別業務上疾病者数

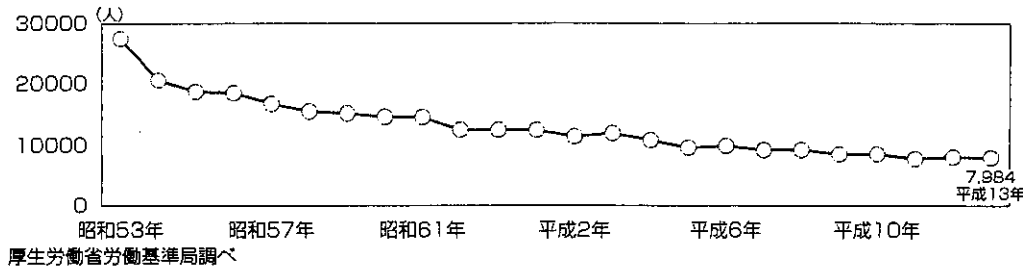


図2 疾病分類別業務上疾病者数 (平成13年)

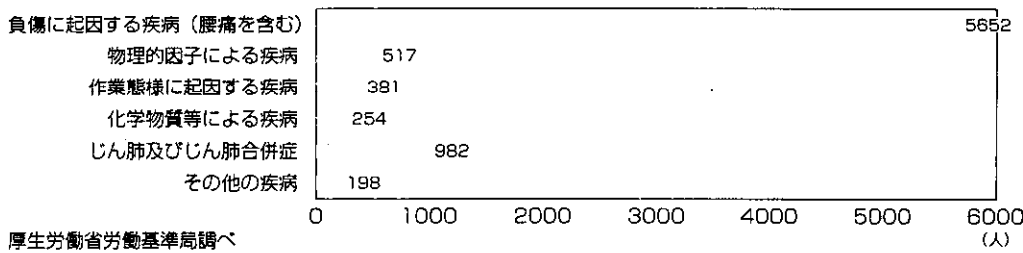


図3 定期健康診断結果 (平成13年)

検査項目	割合 (%)
所見のあった者の割合	46.2
心電図検査	8.8
尿検査 (蛋白)	3.4
尿検査 (糖)	3.3
血糖検査	8.3
血中脂質検査	29.2
肝機能検査	15.3
貧血検査	6.6
血圧	11.1
喀痰検査	1.3
胸部X線検査	3.3
聴力 (その他)	0.7
聴力 (4,000) Hz	9.1
聴力 (1,000) Hz	4.1

厚生労働省労働基準局調べ

図4 職業生活でのストレス等の状況

項目	強い不安、悩み、ストレスあり (%)	強い不安、悩み、ストレスなし (%)
総数	62.8	37.2
男性	64.4	35.6
女性	59.9	40.1

注1: 「強い不安、悩み、ストレスの内容」中の数値は、「強い不安、悩み、ストレスあり」とした者に対する割合 (百分率) を示す
平成9年労働者健康状況調査

万人を超えていたものが、その後は着実に減少してきており、平成13年には、8000人を下回っています(図1、図2)。

しかしながら、最近の労働者の一般健康診断の結果をみると、血圧、血中脂質検査、心電図検査

等生活習慣に関連する項目の有所見率が高く、労働者の4割以上が何らかの所見を有しているという状況です(図3)。また、職場において強いストレス等を感じる労働者の割合も多く、心の健康管理の必要性もますます高まっています(図4)。

労働者の健康づくり、健康を守るためには、労働者自身が積極的に自らの健康管理に努めることが重要であるとともに、1日の生活時間の3分の1以上を過ごす職場における健康管理が同様に重要です。

職場における健康管理に関する厚

生労働省の取組について紹介します。

職場における管理の基本

労働者の健康を守るためには、まず、職場における労働衛生管理が重要です。労働衛生対策を適切に実施

するための基本を紹介します。

労働衛生対策を進めるに当たっては、「作業環境管理」「作業管理」「健康管理」の3つの管理が必要です。

「作業環境管理」とは、作業環境中の種々の有害要因を取り除いて適正な作業環境を確保することを目的としています。例えば騒音対策の場合では、作業場において定期的に騒音を測定し、その結果の評価を行うことで、作業場の騒音が適正なレベルで維持されているかチェックでき、また、結果によっては各種の設備の改善や適正な整備を行うことが必要であることが把握できます。

「作業管理」とは、有害な物質や有害なエネルギーが人に及ぼす影響を少なくするため、作業の内容や作業の方法などの要因を適切に管理することです。例えば、騒音対策の場合では、耳栓などの防音保護具を使用したり、騒音が発生しにくい設備に改善したりすることが挙げられます。

「健康管理」とは、健康診断や健康測定を通じて労働者の健康状態を把握し、作業環境や作業との関連を検討することにより、労働者の健康障害を未然に防ぐことを目的としています。例えば、騒音対策の場合では、6か月に1回は定期的に聴力検査に関する健康診断を行い、また、その結果に応じて騒音作業に従事する時間の短縮等の必要な事後措置

を行うこととなります。

また、これらの管理を適切に実施するためには、労働衛生対策を推進するための組織を確立することが必要です。労働安全衛生法においては、事業場の規模等に応じて、総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医等を選任することとされており、労働衛生対策を進めるのに必要な権限を与え、その責任を明確にし、これらスタッフが協力して取り組むことが重要です。

さらに、総合的な労働衛生対策を進めるに当たっては、労働が労働者の健康に与える影響や健康障害を防ぐための労働衛生管理体制、作業環境管理、作業管理及び健康管理についての正しい理解が大切であり、この理解を深めることを目的とする労働衛生教育が重要です。

労働者の健康管理に関する各種取組

さらに、厚生労働省としては、下記のような健康管理に関する取組を実施しています。

【過重労働による健康障害防止対策】

(1) 対策の重要性

脳・心臓疾患の発症は、本人やその家族はもちろんで、企業にとっても重要な問題であり、社会的にも「過勞

死」等として大きな問題となっており、平成13年12月に脳・心臓疾患の労災認定基準が改正され、疲労の蓄積をもたらし長期間の過重業務についても、業務による明らかな過重負荷として、新たに脳・心臓疾患に係る認定の判断基準の一つとして考慮されることとなりました。

これを踏まえ、業務に起因する脳・心臓疾患の発症防止措置を徹底することが必要です。

(2) 厚生労働省の取組

厚生労働省は、脳・心臓疾患の予防対策を一層推進することを目的として、従来からの労働安全衛生法関係法令等に基づく健康確保の措置に加え、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」(以下「総合対策」といいます)を平成14年2月に策定しました(<http://www.jaish.gr.jp/anzen/html/select/anh00.htm>)。

(3) 総合対策の内容

この総合対策は、業務に起因する脳・心臓疾患の発症を防止するため、疲労回復のための十分な睡眠時間又は休息時間が確保できないような長時間にわたる過重労働を排除するとともに、疲労が蓄積するおそれがある場合の健康管理対策の強化及び過重労働による業務上の疾病が発生し

た場合の再発防止措置を徹底することを内容とするものです。

事業者が実施すべき事項について以下のとおり示されています。

- 事業者が講ずべき措置について(抄)
- 1. 時間外労働の削減
- 2. 年次有給休暇の取得促進
- 3. 労働者の健康管理に係る措置の徹底

- (1) 健康診断の実施等の徹底
- (2) 産業医等による助言指導等

【職場における心の健康づくり(メンタルヘルス対策)】

(1) メンタルヘルス対策の重要性

近年、職場生活において強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合が増加傾向にあり、職場におけるメンタルヘルス対策の重要性が指摘されています。

さらに、業務による心理的負荷を原因として精神障害を発症し、あるいは自殺したとして労災請求される事案が増加するなど、メンタルヘルス対策に関するより一層の取組が重要な課題となっています。

(2) 厚生労働省の取組

厚生労働省(当時労働省)は、平成12年8月に、事業場が行うことが望ましいメンタルヘルスケアの具体的な実施方法を示した「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」

を策定し、その周知普及を推進して
います。

(3)メンタルヘルスケアの具体的 進め方

メンタルヘルスケアは、中長期的視
点に立って、継続的かつ計画的に行わ
れることが重要です。このため、事
業者は、衛生委員会等において調査
審議し、事業場の心の健康づくり
に関する職場の実態とその問題点を明
確にするとともに、その問題点を解
決する具体的な方法等についての基本
的な計画(「心の健康づくり計画」)を
策定することが求められています。
また、メンタルヘルスケアを4つのケ
アに分類しています。

①セルフケア

(労働者が自ら行うストレスへの気
づきと対処)

- ・事業者は、労働者に対してセルフ
ケアに関する教育研修、情報提供
等を行う。
- ・事業者は、労働者が自ら相談を受
けられるよう、必要な環境整備を
行う。
- ・労働者は、事業者が実施する措置
に基づき、ストレスへの気づき、ス
トレスへの対処、自発的な相談を
行う。

②ラインによるケア

(管理監督者が行う職場環境等の
改善と相談への対応)

- ・管理監督者は、作業環境、作業
方法、労働時間等の職場環境等の
具体的問題点を把握し、改善を
図る。
- ・管理監督者は、個々の労働者に過
度な長時間労働、過重な疲労、
心理的負荷、責任等が生じないよ
うにする等の配慮を行う。
- ・管理監督者は、日常的に、労働者
からの自主的な相談に対応するよ
う努める。
- ・事業者は、管理監督者に対する心
の健康に関する教育研修等を行う。

③事業場内産業保健スタッフ等に よるケア

(産業医等による専門的ケア)

- ・事業場内産業保健スタッフ等は、
職場環境等について評価し、管理
監督者と協力してその改善を図る
よう努める。
- ・産業保健スタッフ等は、労働者のス
トレスや心の健康問題を把握し、
保健指導、健康相談等を行う。
- また、専門的な治療を要する労働
者への適切な事業場外資源を紹介
し、また、心の健康問題を有する
労働者の職場復帰及び職場適応を
指導及び支援する。
- ・事業者は、事業場内産業保健スタ
ッフ等に対して、教育研修、知識

修得等の機会の提供を図る。

④事業場外資源によるケア

(事業場外の専門機関によるケア)
事業場外資源には、以下のような
機関があります。

- ・地域産業保健センター
- ・都道府県産業保健推進センター
(<http://www.tofuku.go.jp/sampo/>)
- ・労災病院
(<http://www.tofuku.go.jp/rosai/>)

【働く人の自殺の予防】

(1)自殺予防の重要性

近年、全国の自殺者数は平成10年
以降毎年3万人を超えています。こ
の3万人という死亡者数は年間に交
通事故で亡くなる方の3倍以上にあ
たり、深刻な問題となっています。ま
た、労働者の自殺者も年間約800
0人にのぼり、精神障害による労災
認定件数も急増しています。

(2)厚生労働省の取組

厚生労働省は、平成13年12月に
「職場における自殺の予防と対応」
(自殺防止マニュアル)を作成し、自殺
予防に必要な知識の普及に努めてき
ました。

(3)自殺防止マニュアルの内容

このマニュアルにおいては、下記のよ
うな働く人の自殺の予防のための
様々な知恵をご紹介します。皆

さんが職場や身の回りの人々の心の
健康に関心を持ち、自殺予防のため
の正しい知識を深めてくださることを
期待します。

○職場における日常の配慮と 相談対応

啓発活動としては、安全衛生講演
会などの中で取り上げたり、医務室
や人事安全衛生部門に自殺予防や
「いのちの電話相談」などの資料を何
気なく用意しておくなどの配慮が一
般的に行われています。

個別の配慮としては、特に業務負
荷が多い人(残業過剰、責任過剰)な
どに職場の現場ライン責任者がしば
しば声掛けすることが望まれます。
また、必要であれば、産業保健専門
職(産業医、保健師、カウンセラーな
ど)や外部の医療機関へ相談に行くよ
うに指導します。

○相談窓口

企業によっては、企業内の産業保
健スタッフ等が相談窓口として対応し
ていますが、そのような体制が整って
いない場合でも、労災病院や各都道
府県の産業保健推進センターなどに
相談窓口がありますので、活用して
ください。

【心とからだの健康づくり(THP)】

(1)心とからだの健康づくりの
必要性

近年、高齢労働者の割合が増加しています。高齢労働者が経済社会の担い手として、その能力を十分に発揮することは、我が国の経済社会の発展の不可欠な要件です。しかし、高齢労働者の労働災害の発生率は若年層者に比して高く、転倒、墜落など加齢による身体機能の低下に関連するものが多くみられます。

また、生活様式の変化等により心疾患、高血圧症、糖尿病などの生活習慣病を持つ者の割合も高くなっています。

これらの身体機能の低下や疾病は、適度な運動、適切な食生活、十分な睡眠と休養、ストレスのコントロール等により、かなり予防することが

できます。一方、労働者が働く職場には労働者自身の力では取り除くことのできない健康障害要因、ストレス要因などが存在しています。

したがって、労働者の健康を確保していくには、労働者の自助努力とともに、事業者の行う健康管理が重要であり、その効果も期待されます。

厚生労働省の取組
労働省(現・厚生労働省)は、昭和63年の労働安全衛生法の改正で、「労働者の健康保持増進を図るための措置を継続的かつ計画的に講ずること」が事業者の努力義務とされた

ことを受け、すべての労働者を対象とした心身両面にわたる健康づくり(トータルヘルスプロモーションプラン、THP)を推進し、その普及に努めています。

THPの具体的な進め方については、労働安全衛生法を基に厚生労働大臣が策定した「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に示されています。

THPの内容としては、まず健康測定を行い、その結果に基づき、運動指導、メンタルヘルスクア、栄養指導及び保健指導を行います。それぞれの指導を実施するには、担当スタ

ッフの緊密な連携により推進される必要があります。

なお、THPに関する各種サービスの提供は、「中央労働災害防止協会」と全国各地の「労働者健康保持増進サービス機関」、「労働者健康保持増進指導機関」が実施しています。

●問い合わせ先
中央労働災害防止協会健康確保推進部事業課
TEL 03-3452-6841(代表)

ホームページアドレス <http://www.jishan.jp/>

健康危機管理

大臣官房厚生科学課健康危機管理対策室

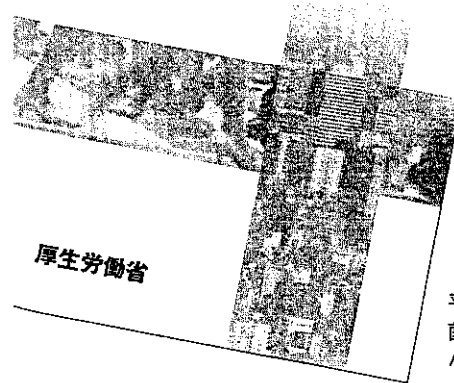
厚生労働省の健康危機管理体制

国民が健康で安心できるよう生命や健康の安全を守るためには、感染症、食中毒、医薬品や飲料水、その他何らかの原因により生じる事態(健康

危機)に対して、健康被害の発生予防・拡大防止、医療の提供等の措置を迅速かつ適切に行うことが不可欠です。

主民のみなさまへ
審な郵便物、粉末等への対処について

生物兵器テロとして炭疽が
話題になっていますが、
実際にその目に当たってしまった場合の
対応方法をお知らせします。
本案内を参考に
冷静に対応してください。



厚生労働省

平成13年の米国の炭疽菌事件を受けて配布したパンフレット